

共済組合における個人番号 (マイナンバー) の利用について

平成 28 年 1 月から「行政手続における個人を識別するための番号の利用などに関する法律」(以下「番号法」という。)の施行によりマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まりました。

共済組合は、番号法に規定されている次の範囲で、組合員及び被扶養者の皆様の個人番号(マイナンバー)を取得し利用いたします。

- ① 厚生年金保険法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金等主務省令で定めるもの
- ② 地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業等に関する事務であって主務省令で定めるもの

共済組合は、皆様からご報告いただいた個人番号(マイナンバー)を次の目的で使用します。

短期給付

- ・ 被扶養者の認定事務にかかる住民票や所得証明書等の取得
- ・ 傷病手当金等の支給事務にかかる他の法令による給付との併給確認

長期給付

- ・ 扶養親族等申告書を税務署や市町村等へ提出する法定調書に関する利用
- ・ 年金給付あるいは一時金支給に係る事務処理

福祉事業

- ・ 貯金事業にかかる非課税貯蓄申告書等の提出に関する利用



個人番号(マイナンバー)の収集にご協力をお願いします!

地方公務員等共済組合法第18条の規定に基づき、平成29年1月に所属所を通じて個人番号(マイナンバー)の調査を行いますので、組合員及び被扶養者の方の個人番号(マイナンバー)の報告をお願いいたします。(任意継続組合員の方には共済組合から直接調査を行います。)

なお、共済組合では電話やメール等で個人番号(マイナンバー)の提供を求めたり、照会することはありません。